国直轄除染の進捗状況概要 (平成28年5月31日時点)

主なトピックス

● 1日あたり最大15,400人規模(平成28年5月1日~5月31日)で除染を実施中

1. 面的除染を実施中の市町村(平成29年3月までに全ての面的除染を終了することが目標)

| | 仮置場等の確保 注1 | 除染の同意取得 | 実施率(%) | | | |
|------|------------|---------|------------------|---------|---------|---------|
| | | | 宅地 | 農地 | 森林 | 道路 |
| 飯舘村 | 確保済み | 99.6% | 100 | 62 (57) | 96 (95) | 62 (57) |
| 南相馬市 | 確保済み | 91% | 95 (93) [100] | 35 (34) | 62 (60) | 39 |
| 浪江町 | 94% | 97% | 63 (57) | 39 (38) | 83 (77) | 71 (69) |
| 富岡町 | 確保済み | 終了 | 100 | 99 | 100 | 99.9 |

2. 面的除染が終了した市町村

| | 除染終了時期 _{注4} |
|-----|----------------------|
| 田村市 | 平成25年 6月 |
| 楢葉町 | 平成26年 3月 |
| 川内村 | 平成26年 3月 |
| 大熊町 | 平成26年 3月 |
| 葛尾村 | 平成27年12月 |
| 川俣町 | 平成27年12月 注5 |
| 双葉町 | 平成28年 3月 |

- 注1) 仮置場等の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。 除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の 割合が増減することがある。
- 注2) 実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為(除草、堆積物除去、洗浄等)が終了した面積等が占める割合。「除染を実施できる条件が整った面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。 南相馬市の宅地における【】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実
- 注3) 「実施率」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、括弧書きは省略。
- 注4) 除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する 面的除染が終了した時期を記載。なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、 最終的に同意が得られれば、除染を実施する予定。
- 注5) 平成27年9月の豪雨災害で被災した農地の一部等を除く。

施率。残りについては平成28年度に実施予定。